# 九七〇年代の『季刊教育法』における子どもの人権論

―― 差別・マイノリティの諸課題に関する研究動向をめぐって ―

文要旨 -

住友剛

子どもの教育については、発達保障論的な観点からの議論が強い。このような当時の子どもの人権論の諸課題がどのように修正されたかについては、 論を土台にして構築されていること。第二に、一九七九年の国際児童年を契機として、あらためて児童憲章(一九五一年)を再評価する動きが起き 今後の検討が必要である。 たこと。第三に、子どもの生活と教育を一体的にとらえる観点から、教育と福祉の両面から子どもの人権保障のあり方を検討しようと試みていること。 この時期の子どもの人権論の特徴は次の三点である。第一に、当時の子どもの人権論は、日本国憲法第二六条の解釈を軸とした「国民の学習権 本稿は一九七〇年代の教育法学系の雑誌『季刊教育法』掲載の論文などを手がかりに、当時の子どもの人権論の研究動向を検討したものである。 方、当時の子どもの人権論には、被差別部落や在日外国人の子ども等、 差別・マイノリティの教育課題に対する検討が弱い。また、障害のある

はじめに ―最近の子どもの人権論関連文献の記述への疑問から―

本稿は一九七〇年代の教育法学系の雑誌 『季刊教育法』 掲載の論文・記事などの検討をふまえて、この時期における子どもの人権論の研究動

筆者がなぜこのようなテーマを設定し、 検証作業を行おうと考えたのかについて、 最近の子どもの人権関連文献、 特に教育法学系の文献の内 向を検討しようと試みたものである。

30条)」では、 する条約)に関する比較的新しい概説書である。この本が条約の逐条解説を中心とした概説書であるがゆえに、記述の分量に一定の制約がある まずは一冊目である。喜多明人ほか編 筆者も承知している。しかし、 障害のある子どものインクルーシブ教育、コリアン、アイヌ、沖縄の子ども、先住民の子どもに関する記述はあっても、 例えば「I 『[逐条解説] 子どもの権利条約』 総論」のうち、「教育分野における条約の実施」の「2 (日本評論社、二〇〇九年)は、 子どもの権利条約 差別の禁止(2条・23条・28条 (児童の権利に関 被差別部

落の子どもに関する記述が全くない。

庇護申請者の子どもに対する社会的差別を解消するために、あらゆる必要な積極的措置をとるよう勧告している」とは述べている。しかし、その 告、二〇〇四年)に関して、「女子、障害のある子ども、アメラジアン、コリアン、部落、アイヌその他のマイノリティ、移住労働者の子ども、難民 また、実際の逐条解説部分でも、たとえば第二条「差別の禁止」の部分で、国連子どもの権利委員会が日本政府に対して示した第二回総括所見 被差別部落の子どもの教育課題などに関する記述は、 特にない。

ある子どものインクルージョンや在日外国人の子どもの就学に関わる記述はあるが、被差別部落の子どものことは特にない。 置いた本であることは承知している。 この本も日本国憲法や教育基本法、学校教育法、社会教育法など現行の教育法制の解説や、子どもの権利条約の趣旨等を解説することに重きを いて作られた教育法制の概説書である。また、この本の編者のうち三人は、『[逐条解説]子どもの権利条約』の編者とも重なっている。 続いて二冊目である。姉崎洋一ほか編『ガイドブック教育法』(三省堂、二〇〇九年)は、学校現場などで実践的に活用できることを念頭にお しかし、やはり『ガイドブック教育法』でも、たとえば「教育の機会均等」の問題にかかわって、

機会均等」や「差別の禁止」などを扱った部分に、多少なりとも被差別部落の子どもに関する記述が含まれるべきではないかと考える. たことが知られている。この歴史的な経過などをふまえるならば、筆者としては、 にかかわるさまざまな人々によって取り組まれてきたことである。また、 子どもの学校生活のあり方の見直しなどは、いずれも長年、 日本国憲法や教育基本法 (旧法)が定める「教育の機会均等」の実現と、そのための学校の条件整備及び学校での教育内容の検討 同和教育・部落解放教育の名のもとに、多くの教職員・研究者や保護者、 その取り組みのなかで、教科書無償配布制度の実現なども行われてき 一最近の子どもの人権論関係の文献において、たとえば 教育運動

では、このような教育法学系の子どもの人権論の研究動向はいつ頃から、

どのような過程で形成されてきたのか。このことが、本稿に対する

じきることはまずもって無理なことである。 問題意識である。ただ、教育法学の長年にわたる歴史を振り返って検証するには相当な時間と作業量が必要とされる上、本稿だけですべてを論

がどのように扱ってきたのかを検討し、 権論の研究動向をまずはふりかえることにした。その上で、たとえば差別・マイノリティに関する諸課題について、 本稿ではまず、雑誌 『季刊教育法』が創刊された一九七一年からの一○年間という時期に焦点を当て、 同時期の部落解放教育論などとの関係について考察を行うこととした。 この時期における子どもの人 この時期の子どもの人権論

#### 2 雑誌 『季刊教育法』 と一九七○年代の子どもの人権関連文献リストについて

#### (1)『季刊教育法』について

である。 (5) 続けている(二〇一一年一二月で第一七一号)。また、本稿執筆時点での最新号 ら刊行されていた。ただ、第四九号(一九八三年)からこの『季刊教育法』などを扱う別の出版社・エイデル研究所が独立し、 さて、『季刊教育法』は、一九七一年九月創刊の「教育法」を本格的に扱った雑誌 (第一七一号) (年四回刊行) の特集は「大阪府 である。 当初、 この雑誌は総合労働研究所か 『教育基本条例案』 現在も刊行され の問題点

②教育法の学問としての整備、 の発生 献することをねらう、④当時の教育行政と教職員組合運動との対立関係 ただ、そのなかにも、後述するように子どもの人権関連の記事・論文が多数見られる。 た課題意識、 ちなみに、創刊号(一九七一年九月)の「編集後記」では、この雑誌の創刊・編集にあたって、①教育学と教育法学の連携、共同研究という課題意識 (教組対教育行政、学校事故など)、⑤いわゆる「中教審四六答申」(一九七一年の中央教育審議会答申)をめぐっての議論の必要性といっ 事情などがあったことがわかる。このため、 体系化、 大衆化を求める声の存在、 筆者の印象としては、まずは ③日本教育法学会発足一周年に際して、「教育法学と教育法学会の構築」に貢 (佐教組問題、 「教員・研究者のための教育法学雑誌」という側面が強い 勤評問題、 学テ問題など)とさまざまな形での教育裁判

正大学)、 なお、 創刊当時の編集委員 堀尾輝久 (東京大学)、 (カッコ内は当時の所属先) 平原春好 (東京大学)であった は、青木宗也 (法政大学)、兼子仁 (東京都立大学)、神田修 (立正大学)、永井憲一

立

### (2) 一九七〇年代の子どもの人権関連文献リストについて

号〜第四○号における「子どもの人権」関連文献リスト」(以後「リスト」と略)を参照していただきたい では、一九七〇年代の『季刊教育法』に掲載された子どもの人権関連文献をみてみよう。詳細は別添の「『季刊教育法』 (総合労働研究所) 第

『季刊教育法』 本稿の対象時期は一九七〇年代である。ただしリスト作成にあたっては、一年間に四冊、十年間で四〇冊分をまとめて見ていこうという趣旨で、 が創刊された一九七一年秋から四○冊(一○年分)を対象とした。したがって、このリストには第四○号(一九八一年夏)までの

掲載記事・論文などが含まれている。

のリストに含めた や家庭などでの子どもの生活実態などを書いているもののなかで、今日の子どもの人権論につながる中身があると判断したものについては、こ 接的には子どもの人権に関する(教育) いものについては、実際に記事・論文の中身を見て、憲法二六条や児童憲章、「子どもの学習権」などへの言及の有無で判断した。このほか、直 次に、リストに掲載する・しないの基準であるが、基本的には題名(特集及び記事・論文自体)で判断した。ただし、題名からではわからな 法学的な議論をしていないが、たとえば今日でいう不登校(登校拒否)や非行、 家庭内暴力など、学校

部であることをお断りしておく。 料に若干の修正を加えたものである。また、このリスト作成作業は、 なお、このリストであるが、世界人権問題研究センター研究第五部の二○一一年二月二六日 現在、 研究第五部ですすめている人権教育関連の年表作成の取り組みの 土 の研究会において報告した際に使用した資

## 3:一九七○年代の『季刊教育法』における子どもの人権論の動向

#### (1) 一九七〇年代全体の議論の傾向

まず、一九七〇年代の『季刊教育法』誌上での子どもの人権論の動向をまとめておく。

ある。このときに話題として取り上げられたのは、学校での服装自由化、 『季刊教育法』 が特集のテーマとして最初に「子どもの人権」を取り上げたのは、第一五号(一九七五年春) 高校生による映画製作などの表現活動、 の「生活指導と子どもの人権\_ 謹慎処分などの学校懲戒

うに、この特集以前にも、 たとえば第七号(一九七三年春)の「ふぉーらむ・FORUM 頭での少年補導といったことである。これらの諸テーマは、今日でもなお子どもの人権論の重要なテーマであることはいうまでもない。ただし、 いわゆる「体罰」問題や子どもの学習権の問題などをめぐって、今でいう「子どもの人権」の諸課題が個別論文・記 体罰を考える」では、 現場教員四人からの「体罰」批判が行われていた。このよ

事などで扱われていたことを忘れてはならない。

号(一九七九年冬)「子どもの人権と福祉」といったように、子どもの人権にかかわる諸課題での特集が ようになる。以上のことから、 「能力主義と子どもの権利」、第二六号の(一九七七年冬) 「障害児の教育権」、 方、第一五号の特集「生活指導と子どもの人権」以降、たとえば第一八号(一九七五年冬)「子どもの人権と教育」、第二二号 『季刊教育法』誌上で子どもの人権が本格的に論じられたのは、一九七○年代半ば以降ということがわかる 第三〇号(一九七八年冬)「子どもの権利と国際児童年」、 『季刊教育法』において次々と見られる (一九七六年冬) 第三四

#### (2) 「国民の学習権」論と子どもの人権論の関係

える。 では、この時期の子どもの人権論の特徴はどこにあるのか。 例えば長文になるが、 堀尾輝久は国民としての子どもの学習権を土台にしながら、次のように述べている 筆者としては、 「国民の学習権」 論を前提とした「子どもの人権」 理解にあると考

習権と名づけよう。(中略 すべての人間の幸福追求の権利や思想・表現の自由を保障している。ここには、人はすべての探求の自由、 ることが前提されている。この、 教師は国民の学習権の充足者としての責務をもつ。このことによって教師の職務は規定され、 幸福追求や表現の自由を内側から支えるものとしての、真実を知る権利、 方向づけられている。 真実を知る権利をもつものであ 探求の自由を一括して国民の学 (中略) 近代憲法は、

ている。そして、子ども・青年の学習権を保障する責務は、 他方でしかし、国民の学習権は、 発達の可能態としての子ども・青年の権利、 誰よりもまず、 両親の自然権に属するものといってよい 古い世代を越えうる世代の権利として最も具体的に発言し

教師に、 しかし、両親は、自らの責務も現実には、 子どもの教育をゆだねる (信託する)のである。 従前に果たしえないがゆえに親権を共同化して学校を設置し、そこで、教育の専門家としての

父母はまさにその専門性のゆえに教師に自己の権利を信託するものであってみれば、 もし教師が、 父母の信託に応えない場合は、 父母は

発達=学習の権利を保障する共同事業なのである。 その教師を批判し、 要求を出すことができることはいうまでもなかろう。 本来公教育は、教師と父母の相互援助と批判のなかで、 子どもの

形成されたと考えられる。これも長文になるが、 また、このような子どもの学習権に関する理解は、 引用しておきたい。 次の尾山宏のように、 当時進められていた教職員らによる教育裁判闘争との関係のなかで

教育の地方自治及び国民と教師の教育の自由を擁護すること、そのことによって学校教育が反憲法的な政治や高度経済成長政策の道具とさ のとして確立することを、一貫して求めてきたといえよう。 れることを防ぎ、学校教育を子どもの人権として、すなわち一人ひとりの子どもの可能性を大切にし、その人間的な成長発達を保障するも これに対してさきに述べた諸教育闘争は(=たとえば勤評・学テ反対闘争など、住友注)、教育政策による国家の教育権の形成に抗して、

権利自由の確立の課題にほかならないといってよいが、その前提として、子どもの人権に対する国民自らの権利意識を深める必要があろう。 の政府自民党の教育政策の誤りを正し、学校教育を子どもの人権として確立していく教育運動の原点とならなければならない。 るべきものであることを、 あること、したがって、学校教育―学制および学校教育の内容と方法などは、子どもの、この人権保障を基点としてそのあり方が定められ 述べたように親・国民・教師に一定の権利・自由が保障されなければならないから、子どもの権利の確立の課題は、 すなわち、子どもの人権主体性を確認し、子どもが学習によって自らの人間的成長を追求することが生存権の一環をなす子どもの人権で その第一は、 それでは、教育を国民の人権として確立するために教育権利闘争は、どのような権利確立の課題をかかえているであろうか。 いうまでもなく子どもの発達・学習の権利 国民の規範意識として定着することである。このような規範意識を国民自らのそれとして確立することが、今日 (憲法二六条)の保障である。子どものこの権利を実現するためには、 即、親・国民 さきにも ・教師の

権 まだまだ紹介したい論者はいるが、ここでは上記の二人の論者に見られる特徴的な議論をとりあげるにとどめておきたい。 論と子どもの人権論の関係について今後、 詳細な検討が必要であることは言うまでもない。ただ、 以上のとおり、 日本国憲法第二六条の保 なお、 「国民の学習

論じようとしたところに、 障の問題を手がかりにして子どもの人権主体性を確認し、 この時期の 『季刊教育法』における子どもの人権論の特徴が見られる。 なおかつ、そこから学習を通じての生存権の保障という観点から子どもの人権保障を

#### (3)国際児童年(一九七九年)と『季刊教育法』

約化の動向などを紹介している 童の権利宣言条約化の動向」(第三〇号)では、 を挙げることができる。具体的には、 人権と福祉」の二回であるが、その両方において、「教育法研究会」というグループ執筆の論文が収められている。 ところで、一九七〇年代の 『季刊教育法』における子どもの人権論で注目すべきこととしては、 一九七八年冬の第三〇号の特集「子どもの権利と国際児童年」、 国連子どもの権利宣言 (一九五九年)の内容や、その後子どもの権利条約制定につながる国際条 国際児童年 一九七九年冬の第三四号の (一九七九年) また、たとえば教育法研究会 「子どもの 口

方、 国際児童年を契機にして、 日本ではあらためて「児童憲章」(一九五 年 の再評価の動きが起きている。

広沢明、 現在、 山吉剛 権規約を含む)と児童憲章の関係や、 で再評価し、 定の意義を検討したものである。その上で、 編者である田代不二男の協力を得ながら、 ちなみに、 たとえばこの時期には、 子どもの権利条約や子どもの人権に関する諸研究において、 (東京都立大学大学院) 船木正文など、この 先述の「教育法研究会」は、 あらためて児童憲章の逐条解説を試みている。そして、この本では、 田代不二男·神田修編著 「教育法研究会」のメンバーが含まれている。そして、このグループからは、 らで構成されたグループである。 国連における「児童の権利宣言」の条約化など「子どもの権利保障の国際的展開」にも触れてい 神田修ら教育行政学・教育法学の研究者が制定過程関連の文書を読み直し、 喜多明人・広沢明・船木正文 国連 「児童の権利宣言」に先立って、 『児童憲章―日本の子どもの権利宣言―』 また、『児童憲章―日本の子どもの権利宣言―』 第一線で活躍中の研究者が登場している 以上、 早稲田大学大学院=当時。 諸外国の「子どもの権利」 児童憲章を日本の「子どもの権利宣言」として位置づける形 (北樹出版、 一九八〇年) たとえば喜多明人、 以 関連の憲章・宣言・条約 下同じ)、浪本勝年 の執筆者のなかにも、 が出版された。 一九五一年の児童憲章制 広沢明のように (立正大学)、 この本は、 喜多明人 国 際人

#### (4) 児童福祉法研究と教育・福祉の連携の視点

ただ、 たとえば (3) で述べた児童憲章の再評価の動向も、 『季刊教育法 第 二四号 (一九七七年夏)、 リストを見る限り、 第二五号 (一九七七年秋) 一九七九年以前から徐々に形成されてきたと考えられる。 には、 小川利夫ら児童福祉法研究会による「児童福祉法の成立

とその性格 (上・下)」が掲載されている。ここで児童福祉法研究会は、 児童憲章及び児童福祉法の制定過程の検討をふまえて、 次のように述

ている。

その資質および環境に応じて、ひとしく教育をほどこされ、愛護されなければならない」としていた(成立過程の⑤⑥案)。しかし、 なくとも教育基本法との関連においてきわめて不明確であることが問題である。 (ユ) その後の制定過程において大幅に修正され、とくにその「教育」に関する条項は全面的に削除されて、現行法の総則第一条のようになった。従 られ全面的に保障されるべきことを明記していた。すなわち「すべて児童は、心身ともに健やかに育成されるために必要な生活を保障され 制定当初の児童福祉法案の前文(=「児童憲章」)は、 元来児童福祉法の眼目は 「児童の福祉を保障するための原理」を明示することにあるとされているにもかかわらず、その「原理」は少 明らかに教育基本法の前文にならい、本来児童の教育と福祉の権利は統一的にとらえ それは

人権保障のあり方を構想することを目指していると理解できる。同時に、たとえば近年のスクールソーシャルワーク論や児童養護施設出身者の 小川の課題意識は、 学校教育や家庭教育さらに社会教育からも一般的に疎外されているいわゆる恵まれない子どもたちにおいてである」とも述べている。このような 活権との関連、したがってまた教育と生活の結合の問題が、子どもの権利の全面的保障の見地からもっとも直接的かつ具体的に問われているのは 権保障の諸課題を軽視ないし無視してきたのは、そのためであるといわざるをえまい」と述べている。また、小川は「子どもの教育権と生存・生 これまでの教育権論の多くが学校外における子どもの学習権保障の問題に言及せず、とりわけ、貧困児童や施設児童その他の要保護児童の教育 議されてきた。しかし、いま率直にいえば、それらの議論の多くは概して問題を学校教育主義的に矮小化してとらえがちであったように思われる。 子どもの生存・生活権の保障問題が不可欠な前提となることはいうまでもあるまい。このことは、これまでの教育権論においてもくりかえし論 面する諸課題を考えると、 また、小川利夫は『季刊教育法』第九号(一九七三年秋)において、「子どもの教育権の保障の問題を日常実践にそくして具体的にとらえるとき、 日本国憲法や教育基本法・児童福祉法・児童憲章などの諸理念の関係を検討することを通して、 小川が当時指摘したことは、今もなお無視することのできない重みをもつものである。 教育・福祉を貫く子どもの

小川は

『教育福祉の基本問題』

(勁草書房、

一九八五年)で、次のように言う。当時における代表的な子どもの人権論者のなかにも、

差

212

別や貧困、マイノリティの問題に対する課題意識を持つ者がいたことを指摘しておきたい。

人権の自覚史でもあった。 元来児童の より \*恵まれない児童、を対象とし、 『教育と福祉 しかし、 問題の歴史は児童の人権侵害の歴史であったとともに、 そのさい児童の権利宣言は、 その教育・福祉的現実を直視する要求・運動から提起されたものであった すでに一言したように、たんに一般児童あるいは児童一般を対象としてで 児童の権利が人権中の人権として豊かにとらえられる

日本の場合、それはセツルメント運動や生活綴方運動および部落解放運動などをはじめとする民間の教育・福祉運動に支えられてきた。

## :一九七○年代『季刊教育法』における子どもの人権論の課題

題が、 今後の検討課題とさせていただく。 子どもの人権論の動向には、 以上のとおり3では、 九八〇年代以降の 一九七○年代の『季刊教育法』における子どもの人権論の動向をまとめておいた。一方、 『季刊教育法』 一どのような課題があったのだろうか。筆者としてはひとまず、次の三点を挙げておきたい。 での子どもの人権論の展開のなかで、どのように修正されていったのか。この点の検討については 今日の時点から見て、 また、 以下の三つの課 当時の

### (1) 差別問題、マイノリティの問題への関心の薄さ

る諸課題、 点目は、 あるいは同和教育・部落解放教育や在日朝鮮人教育などを取り扱った文献が、ほぼ見られないことである。 差別問題やマイノリティの問題に対する関心の薄さである。 具体的には、 たとえばタイトルや内容に部落差別や在日外国

制の問題を学習したという、 かには見当たらない。また、この時期の『季刊教育法』には、在日朝鮮人教育を含む外国人教育の課題に触れた文献は見当たらなかった。したがっ 具体的に部落解放教育でいえば、 「はじめに」で述べた教育法学系の子どもの人権論での差別やマイノリティに関する記述の弱さは、すでに一九七○年代の 当時の東大阪市・意岐部小学校の解放教育実践に触れた論文がある。 確かに第三三号(一九七九年秋)には、 一九七九年四月二九日の天皇誕生日に全員登校して部落差別と天皇 しかしその程度であって、 筆者の見た限り、 『季刊教育法 ほ

から見られる傾向だということになる

差別部落の子どもの教育課題に関しては、 ような指摘もある。この指摘はまさに、先述した「国民の学習権」論から導き出される被差別部落の子どもの学習権保障の課題であろう。 九七一年には、 しかし、 被差別部落の子どもの人権保障に関していえば、この時期にはすでに、先述の小川利夫の子どもの人権論や教育福祉論がある。また、 日本教育学会の学会誌 『教育学研究』の特集「差別問題と教育」があった。にもかかわらず、当時の ほとんど文献が見あたらない。そして、『講座部落解放教育1 部落解放運動と解放教育』には、 『季刊教育法』では、 次の

とっては、いかに空虚なものに見えるかということである。(®) 権利が保障されているものにとっては、空気や水の存在のように当然のことだと認識されているかもしれないが、保障されていないものに その権利は「人種、 憲法第二六条および教育基本法第三条において「すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける権利」を有しているのであって 、ればならないし、それも単なる理念にとどまるのではなく、具体的な保障措置が講ぜられねばならないのに、教育の現実はどうであろうか、 部落問題と教育の関係は、 信条、 性別、 この教育の機会均等の権利保障をめぐる問題なのである。現在の教育は、 社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない」とされている。この条文は、 憲法と教育基本法を基本理念としな 現にその

### (2)いわゆる「発達保障論」的な障害児教育論の強さ

のものであった。これを、ここでは「発達保障論」と名付けておく。 養護学校義務化を前にして、 二点目は、障害のある子どもの人権保障に関する課題である。一九七○年代の『季刊教育法』における障害児教育論の主軸は、 日本国憲法や教育基本法の理念などを手がかりに、その子どもの「能力に応ずる教育」機会の保障を推進する立場 一九七九年の

につながるのを当然視するような立場は、 教育が小・中学校等に「準ずる教育」を施すとされていることである」という。あるいは、平原は「親の義務の猶予・免除が子どもの権利の剥奪®) 害児の就学の機会の乏しさであり、 具体的に見ていくと、例えば平原春好は、「「障害児の」教育を受ける権利について教育法の立場から特別に考えるべき重要問題の一つは、 このような平原の主張からは、 当時の教育法制の枠組みを前提として、たとえば養護学校や特殊学級の増設などを通じて、まずは就学猶予 第二は就学に対して大きな障害物となってきた就学義務の猶予・免除制度であり、 子ども・青年の教育を受ける権利を基礎としたものとはいえないので、これには賛成できない」ともい もう一つは障害児学校の

免除を回避し、障害のある子どもの教育機会の保障を実現することを優先しようとする意図が読み取れる

立場からの文献は、この時期の『季刊教育法』では二件しかない。つまり、今日のインクルーシブ教育論につながる議論がすでにあったにもかか。 達保障論」、つまり障害のある子どもの教育権保障という発想への批判もあった。しかし、障害のある子どもを地域の学校に就学させようとする(ミン ただ、当時においてはすでに障害のある子どもを地域の学校に就学させたいとする人々の取り組みも開始されていた。 『季刊教育法』では当時、 「発達保障論」の立場からの障害のある子どもの人権論を中心に紹介してきたのである。 また、その立場から

## (3)教職員(学校)と子ども・保護者(親)の関係をどのように考えるのか?

三点目の課題は、子どもと親 たとえば先述した「国民の学習権」 (保護者)・教職員 論の枠組みは、たとえば尾山宏の議論のように、教職員運動側が教育行政との裁判闘争のために、 (学校) との関係をどのように考えるのか、ということである。

おいて学習権を基礎とした子どもの人権保障を推進していくことを主な狙いとして構築されている。とすればこの論理の延長線上に、

たとえば、

どのようにそれを是正するのか、といったことが課題として浮上してくる はたして本当に学校が子どもの学習権を保障するに足る教育の中身を保障しているのかどうか、もしもそれが保障されていない場合は、学校は

ル・手続きのあり方や、学校が子どもの学習権を損なう行為をするなど、保護者の信頼を裏切ることをした場合にはどのような苦情申し立てを 育に携わる教職員(学校)との関係をどのように考えるのか、という課題が浮上する。たとえば、保護者が学校に我が子を託するにあたってのルー 行うことができるのか、といった課題があるだろう。 あるいは、 同じく先述の堀尾輝久の論でいけば、今度は子どもの学習権を保障する義務を負う親 (保護者) Ł, その信託に応じて子どもの教

のか。 もの人権救済・擁護など、 以上のような子ども、 このことは、たとえば学校選択制の導入や学校運営への保護者参加のあり方、 親 近年の日本の学校が抱えるさまざまな課題とも重なっていくことであろう。 (保護者)、教職員 (学校) の関係にまつわる諸課題を子どもの人権論の観点からどのように整理し、 学校・教育行政への苦情対応のあり方、学校における子ど 位置づけていく

生存権の保障、つまり教育と福祉の連携に関する議論が見られること、以上の四点を本稿の要点として挙げることができる. 影響を受ける形で議論が展開されていること、③児童憲章の再評価が国際児童年(一九七九年)との関係で見られること、④子どもの学習権と の特徴としては、①一九七〇年代半ばより『季刊教育法』誌上では子どもの人権関連の文献が増えてくること、②当時の「国民の学習権 本稿でこれまでに述べてきたことを簡潔にまとめておきたい。まず、対象時期である一九七〇年代の 『季刊教育法』誌上での子どもの人権論 論

いること、以上の三点を挙げることができる また、課題としては①差別やマイノリティの課題に対する関心が薄いこと、 ③「国民の学習権」論をベースにしていることから、子ども・親(保護者)・教職員(学校)の関係の解明という大きな課題が浮上して ②障害のある子どもの人権については「発達保障論」の観点が強

ような議論があったのか、さらに検討が必要であることは言うまでもない。 ように変化していったのかについては、今後の重要な検討課題である。また、 以上のように要点と課題を整理してみたが、一九八○年代以降の『季刊教育法』誌上で、一九七○年代の子どもの人権論の特徴や課題がどの 上記のそれぞれの課題等についても、『季刊教育法』以外ではどの

らためて組みなおさなければいけない課題もあると考える。このような点についても、当然ながら今後の検討課題である. 権利条約や一九九八年・二〇〇四年・二〇一〇年の三回の国連子どもの権利委員会総括所見 そして、このような構築過程があって今に至る日本の子どもの人権論には、これまでの経過のなかで蓄積されてきた成果とともに、子どもの (勧告) の内容、 そして最近の議論をふまえて、

系の子どもの人権論が蓄積してきた成果とどこで折り合っていくのか、という課題の存在である 本稿の締めくくりにあたって、あらためて一点だけ指摘しておきたいことがある。それは、今日の人権教育論は、はたしてこれまで教育法学

被差別部落の子どもたちの教育課題を位置づけようという議論があった。 たとえば先述のとおり、一九七〇年代の部落解放教育論においては、日本国憲法・教育基本法の「教育の機会均等」の理念の実現という観点から、

方、 平沢安政編著『人権教育と市民力』 (解放出版社、二〇一一年)では、たとえば同和教育における学力保障のあり方を第五章で論じてい

ども参照しながら、人権教育論としてもっと積極的に打ち出していく必要があるのではなかろうか。 あらためて今日、被差別部落の子どもたちの「社会権的教育権」の保障として何が重要かを、過去および現在の教育法学系の子どもの人権論な までの同和教育の歴史的経過や実態を示す調査結果は詳しく紹介されており、そこは大事な研究成果ではある。 ただ、この章自体では、子どもの権利条約や日本国憲法の理念などと関連づけながら論じようとする傾向は弱い。もちろん、この章ではこれ その上で、その成果をふまえつつ

まれてくるのではなかろうか。筆者としては、教育法学系の子どもの人権論の変遷をふりかえる作業を通じて、このような展望を抱けないかと なかから、新たに生まれてくる教育運動の展望―それは教育制度や教育政策の次元と、学校現場などでの教育実践の両方にまたがるもの―が生 このように、これまでの人権教育論が積み上げてきた成果と、教育法学系の子どもの人権論が積み上げてきた成果、 この両者の接続、 融合の

#### >

- $\widehat{1}$ 喜多明人・森田明美・広沢明・荒牧重人編『[逐条解説]子どもの権利条約』(日本評論社、二〇〇九年)p.6
- (2) 具体的には、喜多明人・広沢明・荒牧重人の三人である。
- 3 姉崎洋一ほか編『ガイドブック教育法』(三省堂、二○○九年)p.8~ 9 を参照。また、本書第三部「事例で学ぶ教育法」の「Q12 外国籍の子どもの就学」も参照 障害のある子どもの就学」「Q13
- (4)この点は次の文献を参照。 中野陸夫・池田寛・中尾健次・森実『同和教育への招待』(解放出版社、二〇〇〇年)、森実編著『同和教育実践がひらく人権教育』(解放出版社
- 5 余談だが、実は筆者も一度だけ、『季刊教育法』には寄稿したことがある。具体的には、二○○五年一二月の第一四七号の特集「学校・教育行政の苦情対応」で、 (裁判外紛争処理)のモデルとして、兵庫県川西市の「子どもの人権オンブズパーソン」における保護者対応のあり方など書いた
- (7)この当時の『季刊教育法』掲載の子どもの人権関連の各文献のタイトルでは、「国民の教育権」「国民の学習権」の両方が使われている。ただ、本稿ではひとまず「国 (6)たとえば日本弁護士連合会編『子どもの権利ガイドブック』(明石書店、二〇〇六年)では、学校懲戒、服装などの校則問題、少年警察と補導などが取り上げられている。 民の学習権」で統一しておく。
- (8) 堀尾輝久「教師にとって研修とは何か」『季刊教育法』第二号、一九七一年冬、p.18~19
- (9)尾山宏「教育権利闘争と裁判」『季刊教育法』第一○号、一九七三年冬、p.28 ~ 29
- 10 田代不二男は当時、立正大学教授(社会福祉学)で、児童憲章制定時の厚生省の担当官でもあった。このことは田代不二男・神田修編著『児童憲章―日本の子どもの 一九八〇年)
- (11)児童福祉法研究会「児童福祉法の成立とその性格(上)」『季刊教育法』第二四号、一九七九年夏、p.
- (12)小川利夫「教育福祉の権利―児童福祉法研究の視点」『季刊教育法』第九号、一九七三年秋、

- 13
- に触れた箇所がある。本書Ⅱ章一節三「教育実践と学校ソーシャルワークの接点」を参照。 たとえば日本学校ソーシャルワーク学会編『スクールソーシャルワーカー養成テキスト』(中央法規、二〇〇八年)でも、わずかではあるが、小川利夫の教育福祉論
- たとえば西田芳正編著『児童養護施設と社会的排除』(解放出版社、二〇一一年)などを参照。
- 小川利夫『教育福祉の基本問題』(勁草書房、一九八五年)p.44~45
- 17 星野安三郎「君が代・元号と学校教育」『季刊教育法』第三三号、一九七九年秋、p.23
- 18 中野陸夫「部落差別と教育の現実」鈴木祥蔵・横田三郎・海老原治善編『講座部落解放教育1 部落解放運動と解放教育』(明治図書、一九七七年)p.25 ~ 26
- (19)ちなみに日本臨床心理学会編『戦後特殊教育』その構造と論理の批判』(社会評論社、一九八〇年)では、「発達保障論」を「障害児にはその障害・能力にふさわしい 教育を権利として保障しようというのが、その基本的主張でもあり、特徴である」(p.27) と述べている。
- 20 平原春好「障害児の教育を受ける権利」『季刊教育法』第二六号、一九七七年冬、p.8
- 21 同上、p.11
- $\widehat{22}$ たとえば、注19の文献を参照。
- (23) 具体的には、楠敏雄「養護学校義務制化の意味するもの」(『季刊教育法』第二六号、一九七七年冬)、八代英太「いまの教育に思う」(『季刊教育法』第二八号、一九七八年夏) 刊教育法』第三一号、一九七九年春)もある。 の二本だけである。また、これとは観点が異なるが、養護学校・普通学校双方の教育のあり方を批判したものを含めれば、伊藤隆二「障害児にとって学校とは何か」『季
- (24) ちなみに、この子ども・親(保護者)・教職員(学校)の関係を子どもの人権論の観点からどう整理するかについて、筆者は「子どもは人質か」(中島勝住編著『学校の境界 判外紛争処理)のしくみに関する研究成果も掲載されている。 阿吽社、二○○三年)で論じたことがある。また、注5のように、最近の『季刊教育法』では、学校・教育行政の保護者からの苦情対応のあり方や、教育版ADR(裁
- 25 この第六章で書いた子どもの権利条約の概要などは、おそらく第五章だけでなく、ほかの章でとり上げた人権教育の各論とも密接に関係するはずである。 平沢安政編著『人権教育と市民力』(解放出版社、二〇一一年)の第五章「同和教育」(高田一宏執筆)を参照。ちなみに、第六章「子どもの権利」は筆者の執筆である。

# 『季刊教育法』(総合労働研究所)第1号〜第 40 号における「子どもの人権」関連文献リスト

作成者:住友 剛 (研究第5部嘱託研究員·京都精華大学)

- 1:「当時の肩書き」のうち、公立小中学校・高校教員については、所属校名ではなくて、その所属校所在の地名+「公立学校教員」等で表記した。2:このリストに掲載したのは、主に次のような文献である。
- (1) 論題や特集の題名に「子どもの人権(権利)」、あるいは子どもの「学習権」「教育権」という言葉が使われている記事・掲載論文など。 (2) (1) のような言葉は論題、特集の題名には出てこないが、本文中で(1) のような言葉が繰り返し用いられている記事・掲載論文など。 (3) (1) (2) には該当しないが、今日の「子どもの人権論」がテーマとしている諸課題に該当する記事・掲載論文など。
- 例:非行、少年司法、不登校(登校拒否)、家庭内暴力など。

					第6号					第5号			第4号	第3号		第2号			第1号	和
					1972 年冬					1972 年秋			1972 年夏	1972 年春		1971 年冬			1971 年秋	出版年期
教育のひろば					特別座談会	教育基本法ゼミナール 5		市販テストの問題をさぐる	教育のひろば	職員会議の課題	同上	教育費の父母負担	学校事故と特別活動	教育のひろば	教育基本法ゼミナール 2	教師の研修権	1	教育のひろば	教師の権利と教育法	特集の題名
永井 潤	持田英一	松原治郎	大沢勝也	鈴木 亮	乾 孝	鈴木英一	津田玄児	深谷銷作	千葉正儀	大槻 健	永田 伝	新井隆一	永井憲一	清沢 治	鈴木英一	堀尾輝久	綿引まさ	河野ヨリ子	有倉遼吉	著者名
学生	東京大学教授	東京大学助教授	和光学園中等部教員	東京都立高校教員	法政大学教授	名古屋大学助教授	弁護士	国民教育研究所	宮城県公立小学校教員	早稲田大学教授	日教組教育財政部長	早稲田大学教授	立正大学教授	東京都立大学附属高校教員	名古屋大学助教授	東京大学助教授	小学校教員	東京都公立小学校教員	早稲田大学教授	当時の肩書き
職員会議への生徒参加	教育権の理論		対の田家は、国際が中央なる。	→ 佐別成素今・開購旧カポップ		教育の機会均等原則と能力主義	少年法「改正」を批判する	市販テストと子どもの学習権	格子なき牢獄	職員会議と教育の自由	父母負担禁止条例の制定運動	教育を受ける権利と教育費	特別活動の条件整備と学校自治	「評価」と「処分」と	教育基本法体制と教育行政	教師にとって研修とは何か	子どもと教師と教育法	ちえおくれ学級の喜びと悲しみ	国民の教育権と国家の教育権	論題(サブタイトルを除く)
	国民の教育権論批判																			備老

		第12号			第11号		第10号												第9号		第8号					第7号	77
		1974 年夏			1974 年春		1973 年冬												1973 年秋		1973 年夏					1973 年春	出版年期
	I	成績評価と子どもの学習権	I	Book Reviews & Notes	憲法と憲法教育	I	1973 年冬 教育裁判の今日的課題	法律相談室						特別座談会					教育法学の基本課題	法律相談室	教育労働者のストライキ権			罰を考える	ふぉーらむ・FORUM 体	Book Reviews & Notes	特集の題名
浪本勝年	持田栄一	大田 堯	浪本勝年	加藤忠雄	小林直樹	持田栄一	尾山 宏	高橋清一	綿引まさ	村田直文	松島栄一	堀尾輝久	坂本秀夫	兼子 仁	永井憲一	小川利夫	山住正己	星野安三郎	有倉遼吉	吉川基道	牧 征名	斎藤 孝	奈良寿人	今野征一	宮井輝男	田村和之	著者名
日本教育法学会会員	東京大学教授	東京大学教授	日本学術振興会奨励研究員	東京大学大学院博士課程	東京大学教授	東京大学教授	弁護士	弁護士	東京都公立小学校教員	東京都公立中学校教員	東京大学助手	東京大学助教授	東京都立高校教員	東京都立大学助教授	立正大学教授	名古屋大学助教授	東京都立大学助教授	東京学芸大学助教授	早稲田大学教授	弁護士	静岡大学教授	東京都私立小学校教員	札幌市公立小学校教員	山形県公立高校教員	北海道公立高校教諭	広島大学教養部講師	当時の肩書き
国民の教育権の生成と発展(中)	批判教育計画論 (下)	教育評価と子どもの学習権	国民の教育権の生成と発展(上)	教育権論への豊かな問題提起 『国民の教 育権』	現代教育における人権	批判教育計画論 (上)	教育権利闘争と裁判	学齢児童に就学を強制できるか				東里根寒く・孝州舟黒マンささの参州洋			教育法学の目的と方法	教育福祉の権利	教育実践と教育法	子どもの学習権とは何か	憲法・教育基本法と教育を受ける権利	校則でビラ許可制を規定できるか	基本的人権としての教育と労働	「げんこつ」の思想	体罰より心のつながりを	生徒に憎悪をいだかせる体罰	なべらない教師の危機感	生存権としての教育権確立を 『教育と福祉の権利』	論題(サブタイトルを除く)
	国民の教育権論批判、子ども のシビル・ミニマム論					国民の教育権論批判、子ども のシビル・ミニマム論											学校懲戒の問題					親の体罰肯定を批判					備老

	高校生のオートバイ事故	弁護士	尾山 宏	法律相談室		
	憂慮すべき少年法改正問題	東京家裁調査官	猪越賢市	_		
	新米教師はもう"まけそう"	千葉県公立養護学校教員	園山満也	教育のひろば		
	高校生の政治活動と退学処分(修猷館高校 事件)	北海学園大学助教授	千葉 卓	判例研究		
	教育を受ける権利と高校入試	東京都公立中学校教員	池上正道	入試制度と教育課程	1975 年秋	第17号
	家庭謹慎は違法か	東京都立大学助教授	兼子 仁	法律相談室		
	学級通信をめぐる権利問題	中京女子大学助教授	川口彰義	学級通信を考え直す		
	住民の教育運動と地域の発達権	神戸大学助教授	斎藤浩志			
住民運動と教育権	教育における住民自治	一橋大学助教授	藤岡貞彦	地方自治と教育権	1975 年夏	第16号
	スト予告ビラを児童に持ち帰らせてよいか	東京都立大学助教授	兼子 仁	法律相談室		
	「補導」についての視点	日本福祉大学教授	山口幸男			
	生徒懲戒の教育的あり方	東京都教育委員会指導主事	谷口 雍			
	高校生の表現活動と教師の対応	東京都立高校教員	田代三良			
	服装の「自由化」をめぐって	女子学院中・高等学校長	大島孝一	生活指導と子どもの人権		
	ほんとうの勉強・・・・?	東京都公立中学校教員	大谷猛夫	教育のひろば		
	教育法研究の「協同」の礎石として 『教   育法学の目的と任務』	東京大学助手	黒崎 敷	Book Reviews & Notes		
	公立高校の教育課程編成と親の発言権 (八 尾高校事件)	名古屋大学講師	神 達雄	判例研究		
教育権の生涯保障	学校と社会のかかわり	お茶の水女子大学教授	森 隆夫	世界の教育改革		
	教育課程の自主編成と教師	久留米大学教授	門田見昌明			
	教育課程に問われていること	埼玉大学教授	川合 章	教育課程の改革	1975 年春	第15号
	憲法二六条「能力に応じて」の解釈	東京都立大学助教授	兼子 仁	法律相談室		
	国民の教育権の生成と発展(下)	日本教育法学会員	浪本勝年	1		
	進路指導をめぐる権利問題	東京都公立中学校教員	池上正道	進路指導と高校入試		
	特殊学級のきびしい現実	横浜市公立中学校教員	宮本邦男	教育のひろば	1974 年冬	第14号
	カンニングした生徒への懲戒処分	東京都立大学助教授	兼子 仁			
	生徒を一日中受付におけるのか	弁護士	高橋清一	法律相談室		
	教育学と法律学との共同労作 「教育行政と教育法の理論」	東京都立大学大学院	青木宏治	Book Reviews & Notes		
	勉強を教えない「先生」	東京都私立学校教員	土井登志子	教育のひろば		
	学校にたいする父母の発言権	東京都立大学助教授	兼子 仁			
	親権と教育権	九州大学教授	有地 享			
	教育権をめぐる親と教師	立正学園中学校・高等学校長	木川達爾	親の教育権と教師	1974 年秋	第13号
<b>編</b> 卷	論題(サブタイトルを除く)	当時の肩書き	著者名	特集の題名	出版年期	4

	判決学習のために 最高裁学テ判決(北海 道学テ事件)の読みとり方	東京都立大学教授	兼子 仁			
	学テ判決と教科書裁判の展望	弁護士	尾山 宏			
	教育権の構造と教育内容編成	東京大学助教授	堀尾輝久			
	最高裁学テ判決とこれからの教育行政	名古屋大学教授	鈴木英一			
国民の教育権論批判	学テ判決をどう受け止めるか	聖心女子大学長	相良惟一	総合的研究		
	教育法学から見た学テ判決	早稲田大学教授	有倉遼吉	総特集・最高裁学テ判決の	1976 年秋	第21号
	非行問題の問題性とはなにか	寸研究会	東京少年非行研究会	事例で考える子どもの非行		
	学校行事の事故と安全・救済を考える	東京都公立中学校教頭	根本和男			
	人数・用国士 ノノノ土共旦日 ジ交数	大阪大学助手	三上和夫			
		大阪市立小学校教員	伊ヶ崎淑彦			
	学災法制定運動がよびかけるもの	大宮市議会議員	斉藤清治			
	学校災害と日本学校安全会法	名古屋大学助教授	佐々木 享	救済		
	学校事故の救済法制と問題点	立正大学教授	永井憲一	総特集・学校事故の責任と	1976 年夏	第20号
	非行問題の考え方と制度のあらまし	<b>丁研究会</b>	東京少年非行研究会	事例で考える子どもの非行		
	生活保護費から給食費を差引けるか	弁護士	吉川基道	法律相談室		
	教育と福祉の統一的確立のために 『障害   児問題』	東北福祉大学助教授	河添邦俊	Book Reviews & Notes	1976 年春	第19号
マイノリティ問題	現代アメリカにおける教育権	東京都立大学大学院	青木宏治			
	教育権保障の法論理求めて 『教育法入門』	教育法学会会員	喜多明人	Book Reviews & Notes		
	地域 10月間地區	東京家庭裁判所調査官	佐野健吾			
		補習塾教師	岡田三郎助			
	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	東京家庭裁判所調査官	浅川道雄	座談会		
	少年法改正にみる治安と教育の論理	東京都立大学助教授	小田中聰樹			
	政治教育と生きる権利	国民教育研究所共同研究者	山科三郎			
	教育の思想から体罰を考える	日本子どもを守る会	金田茂郎			
	生命・健康権と学校保健	茨城大学教授	小倉 学			
	教育における子どもの人権	お茶の水女子大学教授	中内敏夫	子どもの人権と教育	1975 年冬	第18号
備考	論題(サブタイトルを除く)	当時の肩書き	著者名	特集の題名	出版年期	号

												第 25 号					第24号		第23号								第22号	坦
												1977 年秋					1977 年夏		1977 年春								1976 年冬	出版年期
事例で考える子どもの非行		Book Reviews & Notes					「学災法」制定の動向			特別座談会	新教育課程と教育行政	新教育課程をめぐる法と学校	事例で考える子どもの非行				直言ノート		総特集・教育基本法 30 年	事例で考える子どもの非行	I			教育のひろば			能力主義と子どもの権利	特集の題名
東京少年非行研究会	荒井良—	奥平康弘	児童福祉法研究会	日本弁護士連	昇 徳子	原 正敏	後藤 襄	藤田恭平	樋口恵子	早乙女勝元	小川利夫	野上修市	東京少年非行研究会	市川須美子	児童福祉法研究会	木島喜兵衛	原田三朗	金沢嘉市	平原春好	東京少年非行研究会	日本弁護士連合会	津田玄児	森部英生	大熊節子	浦野東洋一	堀尾輝久	星野安三郎	著者名
<b>予研究会</b>	弁護士	東京大学教授	<b></b>	日本弁護士連合会人権擁護委員会学校災害調査研究委員会	東京都公立中学校養護教諭	東京大学教授	朝日新聞学芸部	ジャーナリスト	評論家	作家	名古屋大学教授	明治大学助教授	<b>予研究会</b>	市川須美子 東京都立大学大学院博士課程	<b>开究会</b>	衆議院文教委員会理事	毎日新聞社社会部副部長	児童問題研究家	神戸大学助教授	<b>予研究会</b>	<b>担</b> 合会	弁護士	東京大学助手	埼玉県養護施設保母	北海道教育大学講師	東京大学助教授	東京学芸大学教授	当時の肩書き
登校拒否に対する関係機関のとりくみ	人間の具体的権利の一つとしての教育権 『国民の教育権―人権としての教育』	「権利」概念整理の必要を示唆『教育と人権』	児童福祉法の成立とその性格 (下)	資料 学校災害補償に関する意見書(中間)	教育環境点検と養護教諭の職務	学校事故救済の法理と無過失責任論	「学災法」制定をめぐる動向		いま教師に考えてほしい		新教育課程と学校外教育への提言	「君が代」問題の法的検討	少年鑑別所の効用とその正しい理解	西ドイツの公法学と教育法学	児童福祉法の成立とその性格(上)	学校災害に対する補償制度(案)について	要田中事件にみる学校の病理	子どもと教師と教育基本法	教育基本法と学校教育法	非行対策における警察の任務と私たちの課題	資料「学校災害補償法」制定促進に関する   決議および調査報告書(中間)	青少年の未来と少年法「改正」	イギリス「独立学校審判所」制度の概要	施設の子どもとともに	国民の教育要求と能力主義	「能力主義」教育の問題性	学習権と「能力主義教育」	論題(サブタイトルを除く)
			小川利夫ほか						校則への批判など		権利としての学校外教育			ドイツにおける学習権論									学校紛争の処理機関					備老

						第27号																					第26号	77
						1978 年春																					1977 年冬	出版年期
事例で考える子どもの非行	法律相談室				体罰と教師の懲戒権	大学共通一次入試の検討			越境入学		学校行事の企画と運営	Book Reviews & Notes															障害児の教育権	特集の題名
東京少年非行研究会	吉川基道	今橋盛勝	山吉剛	和田修二	有地 享	大田 堯	渡辺幹雄	坂本光男	田中舘照橘	松崎四郎	大場義夫	森田 明	楠 敏雄	万田乃	佐藤親雄	三木安正	車 島 厚	加藤忠雄	浅野武男	三島敏男	松本昌介	秦 安雄	清水 寛	茂木俊彦	河添邦俊	辻村泰男	平原春好	著者名
<b>予研究会</b>	弁護士	茨城大学助教授	東京都立大学大学院博士課程	京都大学助教授	九州大学教授	都留文科大学学長	栃木県教育委員会教育長	浦和市公立中学校教員	明治大学教授	東京都公立小学校教員	東京大学教授	お茶の水女子大学講師	全障連全国事務局長	全国特殊教育推進連盟理事長	日本特殊教育学会会長 (筑波大学教授)	全国特殊教育研究連盟理事(東京大学名誉 教授)	東京都立大学大学院博士課程	福井大学助教授	京都・花明学園	東京都立ろう学校教員	東京都立養護学校教員	日本福祉大学教授	埼玉大学助教授	広島大学助教授	東北福祉大学教授	国立特殊教育総合研究所長	神戸大学助教授	当時の肩書き
家庭裁判所の二つの顔	同一事件における再度の懲戒は可能か	体罰の教育法的検討	教師の懲戒権・体罰をめぐる判例の動向	教育と体罰	親の懲戒権と教師の懲戒権	共通一次試験と国民の学習権	高校入試と学区制	越境入学と教育上の問題	越境入学をめぐる法的検討	子どもを主人公にした卒業式	学校行事における安全問題	理論課題に満ちた教育法のコンテクスト 『教育法』	養護学校義務制化の意味するもの	最近の特殊教育推進活動	養護学校義務制実施の根本問題	障害児教育の課題	文部省「養護学校設置七年計画」の到達状 況と問題点	解説   障害児教育の制度と実態	障害児の発達権保障をめざして	障害児学校教職員の健康と定数問題	障害児学校の施設・設備	障害児の教育権と労働権	障害児教育改革の課題	障害児の適正就学指導	障害児教育内容編成の基本課題	養護学校義務制をめぐって	障害児の教育を受ける権利	論題(サブタイトルを除く)
	生徒への懲戒									日の丸君が代問題			義務化批判、共生共学										統合教育への批判					備券

	医療を必要とする障害児の教育権保障		洼局 務			
		埼玉大学助教授	一世			
普通学校・養護学校双方のあ り方への批判	障害児にとって学校とは何か	神戸大学教授	伊藤隆二	養護学校の義務化		
	「逆差別」に関する米連邦最高裁判決	高知大学講師	青木宏治		1979 年春	第31号
	家庭裁判所調査官は敵か味方か	7研究会	東京少年非行研究会	事例で考える子どもの非行		
	現代女子青少年の意識	総理府青少年対策本部参事官補佐	池木 清			
喜多明人、広沢明、許斐有ほか	児童の権利宣言条約化の動向	1,17	教育法研究会			
	国際児童年と子どもの権利をめぐる課題	日本子どもを守る会	金田茂郎	子どもの権利と国際児童年		
		読売新聞論説委員	加藤地三			
	れからの学校給食をどうする	全日本自治労働組合調査局	池田省三			
	学校給食を考える -教育か、福祉か、こ	日本教職員組合生活局長	橋口和子			
		文部省学校給食課長	坂元弘直	座談会	1978 年冬	第30号
	少年院の再生は期待できるか	<b>了研究会</b>	東京少年非行研究会	事例で考える子どもの非行		
	教育法からみた学校職員問題	東京大学大学院博士課程	新村洋史	学校職員の地位と賃金		
	「教育福祉」実践の課題と展望 『教育と福   祉の理論』	滋賀大学助教授	藤本文朗	Book Reviews & Notes		
		東京都立大学教授	兼子 仁			
	代への展望	東京大学教授	堀尾輝久			
	人間の尊厳と教育―戦後民主主義と80年	一橋大学教授	藤岡貞彦			
		東京都立大学総長	沼田稲次郎	1978 年秋   特別座談会	1978 年秋	第29号
	児童相談所は「かけこみ寺」か	<b></b>	東京少年非行研究会	事例で考える子どもの非行		
共生共学の主張	いまの教育に思う   :	参議院議員	八代英太			
	( 健やかに、安全に	弁護士・学校事故弁護団幹事	金住典子	教育のひろば		
	入学式・卒業式での「君が代」斉唱の適否	弁護士	尾山 宏	法律相談室		
	資料 日本学校安全会法・学校保健法の改正	立正大学教授	永井憲一			
	学校保健法の改正と安全義務	弁護士	南元昭雄	健法の改正		
	日本学校安全法改正と問題点	立正大学教授	永井憲一	日本学校安全会法・学校保	1978 年夏	第28号
備老	論題(サブタイトルを除く)	当時の肩書き	著者名	特集の題名	出版年期	7

	障害児教育の課題に指針 『障害児の義務 教育』	東京学芸大学教授	売川 勇	Book Reviews & Notes		
	教育法から見た国際児童年	TA .	教育法研究会			
	教育と福祉をめぐる子どもの法的諸問題	大正大学助教授	土井洋一			
	子どもの人権と現行法体系―憲法 26 条の 位置づけ	法政大学教授	永井憲一	子どもの人権と福祉	1979 年冬	第34号
	新たな価値意識の創造と学習権思想の役割 『現代日本の教育思想』	東京都立大学	綿引まさ	Book Reviews & Notes		
天皇制批判の立場での東大阪 市・意岐部小学校の解放教育 実践に肯定的に言及。	君が代・元号と学校教育	東京学芸大学教授	星野安三郎			
	"元号・君が代"と教育権	早稲田大学講師	校島栄一	君が代・元号と教育権	1979 年秋	第33号
	全国連絡会の出発	学校事故弁護団幹事	金住典子	学校事故		
	家庭謹慎中の生徒にテストを受けさせない ことの適否	東京都立大学教授	兼子仁	法律相談室		
		国学院大学教授	竹内常一			
		墨田児童相談所児童福祉司	鈴木正夫			
	年非行の実相と取り組みの課題	家庭裁判所調査官	佐野健吾			
	学校と専門機関はどう協力できるか -少[	浦和少年鑑別所技官	川崎道子			
		浦和保護観察所保護監察官	垣花鷹志			
		家庭裁判所調査官	浅川道雄	座談会		
	マスコミ報道への注文	東京都足立区公立中学校教員	能重真作			
	資料 世界の生徒指導関係規程	広島大学教授	沖原 豊			
	学校の生徒指導と関係諸機関	日本教育法学会運営委員	赤羽忠之			
	中学生の問題行動	東京都教育委員会指導主事	杉山光男			
	高校の生徒処分をめぐる実態と判例	東京都高等学校教職員教育法研究会	東京都高等等			
	校内暴力をめぐる教師の立場	名寄女子短期大学教授	川上信夫			
	懲戒・体罰と教育法の論理	静岡大学教授	牧 征名			
	生活指導の思想と構造	千葉大学教授	城丸彰夫	生徒指導の法律問題	1979 年夏	第 32 号
備券	論題(サブタイトルを除く)	き書員の制定	著者名	特集の題名	出版年期	号

												第36号									第 35 号	7
												1980 年夏									1980 年春	出版年期
家裁調査官レポート						法律相談室						校内暴力と法律問題		法律相談室							80 年代教育法の基本問題	特集の題名
関谷一朗	山本邦子	内海 淳	高橋 智	加藤康昭	高橋清一	兼子 仁	江幡玲子	石川好文	浅野直人	山岸 秀	堀 久	高浜介二	小幡千代	高橋清一	渡辺眞次	坂本秀夫	海老原治善	室 俊司	神田 修	永井憲一	山住正己	著者名
東京家庭裁判所主任調査官	東京学芸大学	東京学芸大学	東京学芸大学	茨城大学	弁護士	東京都立大学教授	警視庁少年相談室	東京都教職員組合江戸川支部書記長	福岡大学教授	東海大学短期大学部講師	文部省中学校教育課教科調査官	大阪教育大学教授	日本教育法学会員	弁護士	弁護士	東京都立高校教員	関西大学教授	立教大学教授	立正大学教授	法政大学教授	東京都立大学助教授	当時の肩書き
補導委託における家裁と学校の協力 タケ オの事例から		とその意義	学校教育法における障害児教育規定の成立		登校謹慎措置の内容に疑義	公立中学校で宿泊をともなう正規学校活動 できるか	校内暴力の背景とメカニズム	校内暴力に対する教職員のとりくみ	校内暴力をめぐる損害賠償	校内暴力と刑法	生徒の暴力に対する指導上の課題	学校教育と子どもの暴力	日本育英会法をめぐる理念と現実―教育を うける権利の保障原理にてらして	義務教育段階での家庭謹慎は適法か	学災法制定の意義と展望	在学関係の民主的再構成―生徒懲戒処分を 手がかりに	自治体計画行政と地域教育計画の理念	生涯学習の権利と社会教育	数職員と父母でつくる学校の自治	教育裁判にみる教育権理論の発展	人間にとって何が名誉であるか	論題(サブタイトルを除く)
							養護教諭研修会での講演要旨															備老

	第 38 号												第37号	号
	1980 年冬												1980 年秋	出版年期
家裁調査官レポート	1980 年冬   Book Reviews & Notes	家裁調査官レポート		Book Reviews & Notes	教育の条件整備研究	法律相談室	今日の焦点 図書館法 30年		子どもの体力と健康権				座談会	特集の題名
高島庸泰	金田茂郎	関谷一朗	御子柴昭治	海老原治善	渡辺隆司	兼子 仁	永井憲一	中村敏雄	小倉 学	斉藤茂男	岩井 寛	石川二郎	浅川道雄	著者名
東京家庭裁判所調査官	日本子どもを守る会	東京家庭裁判所主任調査官	東京都公立中学校教員	関西大学教授	東京都立商科短期大学非常勤講師	東京都立大学教授	法政大学教授	筑波大学附属高校教員	- 茨城大学教授	共同通信社編集委員	聖マリアンナ医科大学精神科助教授	東京都教職員組合教文部長	東京家庭裁判所調査官	当時の肩書き
中学校における校内暴力事件を考える―ラ ジカセ事件から (1)	生きた人権宣言と子どものしあわせ『児童 憲章―日本の子どもの権利宣言』	補導委託における家裁と学校の協力 タケ オの事例から(2)	障害児により充実した教育保障を 『障害 児と学校』	出発への基礎作業の書 『子どものシビル ミニマム』	就学援助と教育条件整備問題	教科外活動の欠席超過で原級留置きにできるか	国民の知る権利と図書館の任務	スポーツ権の意義と課題	子どもの健康権と発達保障		は何か	少年非行―現代社会の病理、克服の決め手		論題 (サブタイトルを除く)
							図書館は教育権保障の場							備老

手塚直勝	家裁調査官レポー	法律相談室	Book Revie			家庭内暴力と学校																									_
授 授 学校教員 学校教員 学校教員 学校教員 授 短大学財教授 短大学財教授 有ア活動振興センター 授 がたか福祉会ゆたか希望の家 かたか福祉会ゆたか希望の家 かたか福祉会ゆたか希望の家 を権利を守る全国連絡会事務 と権利を守る全国連絡会事務 授 授	デ	吉川基道	佐々木	高橋義人		稲村	I		吉本哲夫	丸山一郎	安達和志		小島蓉子	鈴木峯保	児島美都子	松林和夫	木谷宜弘			調一興	右田紀久恵	大橋謙作	永井昌夫		江口季好	喜田正美	茂木俊彦	伊藤隆二	手塚直樹	北川隆古	11. 17.1 17.64
南連書者と教育     南連書者と制の現状と課題  普通教育における「障害」児教育     南達者見教育とインテグレーション  重度障害児の発達保障     特殊教育十三年     阿普者と北域福祉     爾書者と地域福祉     爾書者と地域活力ンテイア活動     爾書者と地域活力ンテイア活動     爾書者の光備と教育権・労働権     爾書者の労働を発達―共同作業所での実践     から     爾書者年に対する国際動向     大津市の乳幼児期における発達保障システム     爾書内をめぐる「歳学義務」論の再検討     国際障害者年と政府のとりくみ     国際障害者年に対する国内団体のとりくみ     国際障害者年の法本課題―平和的生存権と     発達権的生存権の統一的実現     西門際自由の企業の重要力     大津市の乳幼児期における発達保障システム     京庭内暴力     大寺高の京の重要がある。     京庭内暴力     大寺高の京の市場である。     京庭内暴力     京庭内泉力の企理     京庭内泉力の企理     京庭内泉力の企業     京庭内泉力の企業     京庭内泉力の企業における生徒の在籍関係     中学校における生徒の在籍関係     中学校における生徒の発力     中学校における生徒の主籍の会2ーラ     ジカセ事件から(2)	東京家庭裁判所調査官	弁護士	名古屋大学助教授	湘南病院神経科医長	和光大学教授	筑波大学助教授	I	埼玉大学助教授	障害者の生活と権利を守る全国連絡会事務 局長	内閣総理大臣官房審議室国際障害者年担当室	東京都立大学大学院博士課程	大津市民健康センター所長	日本女子大学教授	社会福祉法人ゆたか福祉会ゆたか希望の家 所長	日本福祉大学教授	群馬大学助教授	全国ボランティア活動振興センター	宮城県拓杏園園長	日本大学助教授	1	大阪社会事業短大教授	日本社会事業大学助教授	東海大学助教授	東京都公立中学校教員	東京都公立小学校教員	東京都立養護学校教員	立正大学助教授	神戸大学教授	上智大学講師	名古屋大学教授	1 : 1 : 3 : 2
	中学校における校内暴力事件を考える一ラジカセ事件から (2)	教護院における生徒の在籍関係		精神科医からみた家庭内暴力	家庭内暴力の心理	現代社会と家庭内暴力	=	机的生存権	国際障害者年に対する国内団体のとりくみ	国際障害者年と政府のとりくみ	障害児をめぐる「就学義務」論の再検討	大津市の乳幼児期における発達保障システム	障害者政策の国際動向	障害者の労働と発達—共同作業所での実践 から	障害者の労働権保障	障害者の人権と教育権・労働権	障害者と地域ボランティア活動	障害者と医療のかかわり	障害者の生活環境整備	障害者の所得保障	障害者と地域福祉	障害者問題と社会教育	<b> 電害者と大学</b>	<b>障害克服への闘い</b>	特殊教育十三年	重度障害児の発達保障	4	「障害」児	障害者法制の現状と課題	身体障害者と教育	A ST THE ST IN THE ST

				第40号	号
				1981 年夏	出版年期
-	家裁調査官レポート			国の教育政策と学校	特集の題名
社会教育審議会	木村謙二	浅羽晴二	海老原治善	長谷川正安	著者名
§会(答申)	東京家庭裁判所調査官	東京都公立中学校教員	関西大学教授	名古屋大学教授	当時の肩書き
青少年の特性と社会教育	家庭内暴力を考える一調査官の担当した少年を通して(1)	学校からみた国の教育政策	教育政策の現段階	公教育と国家―学校制度を中心として	論題(サブタイトルを除く)
			軍縮平和の教育、人権平等の 教育の提案		備考